

# 信用取引に関するルール

本書は、信用取引の仕組み及び当社におけるその取扱いについて説明したものです。

## マネックス証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号

加入協会：日本証券業協会、（社）金融先物取引業協会、（社）日本証券投資顧問業協

会

# 目次

I. 信用取引とは……	
1. 概要……	2
2. 信用取引の基本的な流れ……	3
3. 制度信用取引について……	4
4. 一般信用取引について……	5
5. ぜひ注意していただきたいこと……	5
II. マネックス証券での信用取引	
1. 信用取引口座の開設手続き……	7
2. 当社での信用取引における留意事項……	9
3. 保証金・保証金代用証券……	10
4. 取引に関して……	13
5. 諸経費……	18
6. 譲渡益税・配当金・株主優待……	18
7. その他の留意事項……	19

信用取引に関する仕組みや当社における取扱いルールについて十分お読み  
いただいた上で、信用取引を行ってください。

## I. 信用取引とは……

### 1. 概要

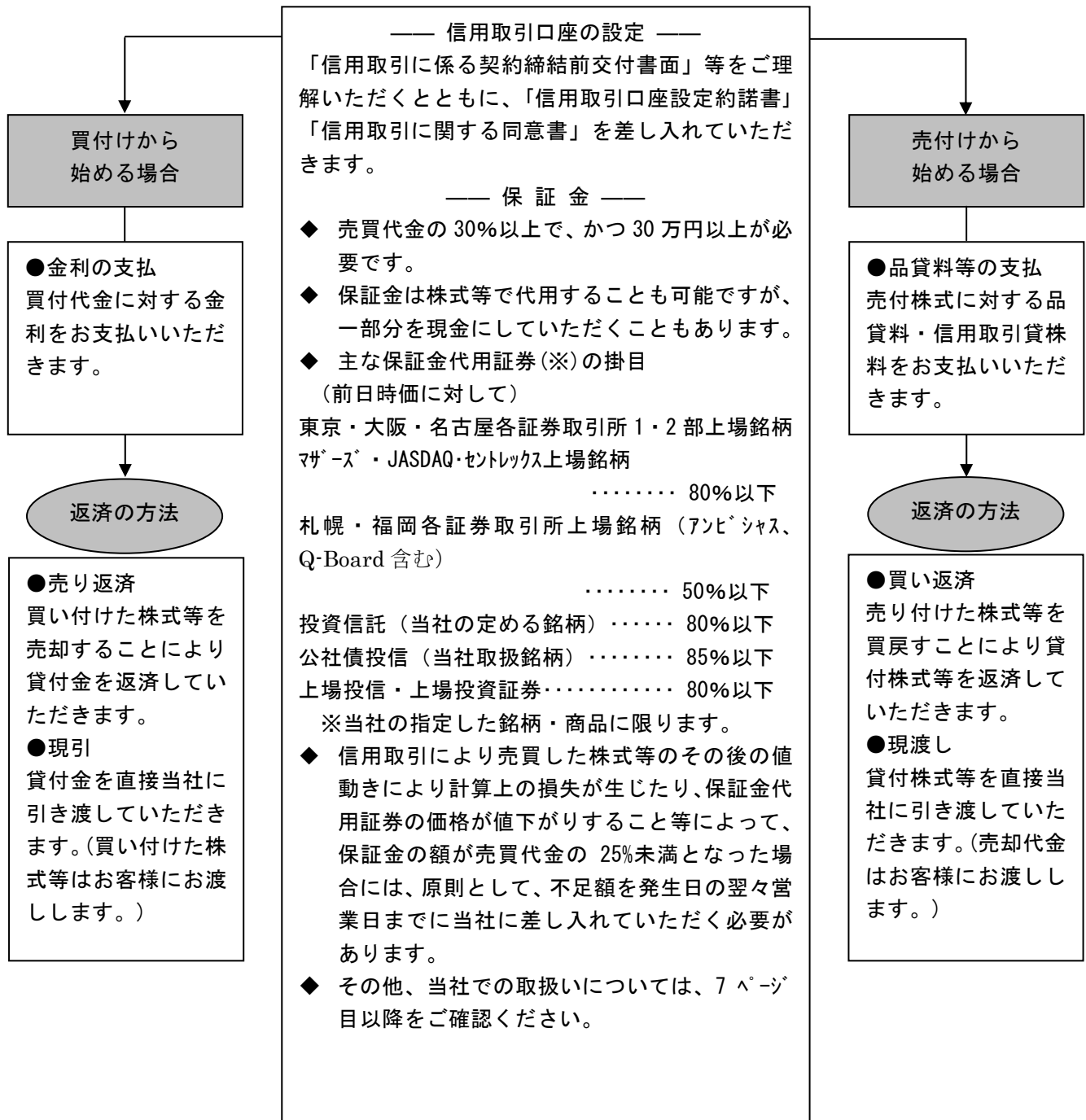
- 信用取引とは、お客様に一定の委託保証金（以下「保証金」といいます）を当社に担保として差し入れていただき、売付けに必要な株式及び投資信託の受益証券（以下、「株式等」といいます）や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。なお、お貸しした株式等や資金は、あらかじめ定められた期限までに返却していただく必要があります、この期限を越えて信用取引を継続することはできません。

なお、当社が提供している「一般信用取引」においては、原則として返済期限を設定しておりません。ただし、建玉銘柄について上場廃止、株式併合、株式分割、合併、株式交換、株式移転、会社分割等の措置がとられた場合や、売建玉につき株式等の調達が困難となった場合等は、当社が定める期日を返済期限とすることがあります。

(※)株式…この説明書では株式を中心に説明しておりますが、優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券につきましても、基本的に取扱いは同じです。

- 信用取引には、2つの種類があります。具体的には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。なお、当社に信用取引による売買を発注される場合には、この2つのうちどちらの信用取引を利用するのか明確に指示していただきますよう、お願いいたします。
- 信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合などには、委託保証金率（以下「保証金率」といいます）の引上げなどの措置をとることがあります。  
また、当社自身の判断によって、独自に信用取引の利用を制限したり、委託保証金代用有価証券（以下「保証金代用証券」といいます）の掛目の変更又は除外（以下「掛目の変更等」といいます）を行う場合もあります。
- 信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できますが、その一方で価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

## 2. 信用取引の基本的な流れ



- 注1 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- 注2 金利の取扱いについては、お客様と当社の合意によって決定されますので、事前に当社にご確認ください。
- 注3 保証金率及び保証金代用証券の掛目については、市場の動向等により、金融商品取引所又は当社の判断により変更する(※)ことがありますので、ご注意ください。

### 3. 制度信用取引について

- (1) 制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株式等を対象とし、品貸料及び返済期限等が証券取引所の規則により一律に決定されている信用取引です。また、制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株式等及び買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること（貸借取引）ができます。
- (2) 制度信用取引ができる銘柄は、上場内国株式のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（制度信用銘柄）に限られます。ただし、当社独自の判断により取扱銘柄が制限される場合があります。なお、制度信用銘柄を対象とした買付けであれば、貸借取引により当社が買付代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付株式を借り入れることができるのは、制度信用銘柄のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（貸借銘柄）を対象とした売付けに限られます。  
取扱銘柄の詳細については、当社ウェブサイトをご確認ください。
- (3) 制度信用銘柄の返済期限は6ヶ月と決められており、6ヶ月を越えて制度信用取引を継続することはできません。
- (4) 制度信用取引における金利は、お客様と当社との合意によって決定されることとなりますので、事前に当社にご確認ください。また、貸借銘柄について、証券金融会社において株不足（貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態）が生じ、この株式を調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料（いわゆる逆日歩）を支払い、買い方はこれを受け取るようになります。
- (5) 制度信用取引について売り方のお客様からお支払いいただく信用取引貸株料は、品貸料とは異なり、買い方のお客様がこれを受け取るものではありません。  
なお、信用取引貸株料等の信用取引に係るコストについては、当社ウェブサイトをご参照ください。
- (6) 制度信用取引によって売買している株式が、株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします。ただし、株式分割の場合の権利処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。
- ・ 売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合（分割比率1：2等）  
株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付け又は買付けの数量を増加し、売買値（約定値段）を減額します。
  - ・ 上記以外の株式分割の場合（分割比率1：1.5等）  
金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値（約定値段）より引き下げます。

また、配当金相当額については、その株式の配当金が確定したあと（通常、配当落ちの約3ヵ月後）、配当落調整額を買い方は受け取り、売り方は支払うこととなります。

(注) 制度信用取引では、お客様が買い付けた株式は、担保として証券会社に留保され、さらに、貸借取引を利用した場合には証券金融会社に留保されます。当該株式に株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、上記のように金融商品取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。

なお、制度信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、①事実上譲渡が

禁止されるなど権利の引渡しができない場合、②権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など、譲渡性及び換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能となりますので、当該権利の処理を行わない場合があります。また、権利の価値が事実上無価値又は無価値に等しい場合には権利処理を行う必要性がないといえます。

このように、権利の処理を行わない場合において、売り方・買い方間に不公平が生じ、制度信用取引を継続することが適当でないと認められるときには、制度信用取引の返済期限（6ヶ月）の定めにかかわらず、金融商品取引所により返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われることがありますので、ご注意ください。

- (7) 証券金融会社は、貸借銘柄について、株式等の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸借利用につき注意を喚起することがあります。また、株式等の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限または停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売付けや、買い付けた銘柄の売却・現引きによる返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。

#### 4. 一般信用取引について

- (1) 一般信用取引とは、金融商品取引所に上場している株式等を対象としますが、品貸料及び返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。しかし、一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。
- (2) 一般信用取引ができる銘柄は、株式であれば、上場廃止基準に該当した銘柄以外原則として制限はありません。ただし、当社自身の判断により、特定の銘柄について一般信用取引の取扱いを制限または禁止する場合があります。  
取扱銘柄の詳細については、当社ウェブサイトをご確認ください。
- (3) 一般信用取引における品貸料、返済期限及び金利は、お客様と当社との合意によって決定されることとなりますので、一般信用取引を利用されるお客様は事前に当社にご確認ください。
- (4) 一般信用取引によって売買している株式について株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理についても、証券金融会社を通じた処理ができないため、お客様と当社との合意によることとなりますので、この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。
- (5) 一般信用取引は、貸借取引の利用を前提としない信用取引ですから、制度信用取引のように、証券金融会社における株式等の調達が困難になったという理由で制約を受けることはありません。
- (6) 一般信用取引として始めた信用取引を途中で制度信用取引に変更したり、逆に制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引に変更することはできません。

#### 5. ぜひ注意していただきたいこと

- (1) 信用取引口座を開設する際には、「信用取引に係る契約締結前交付書面」をご確認いただき、「信用取

引口座設定約諾書」「信用取引に関する同意書」についてご承諾の上で、当社に差し入れてください。信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。

なお、「信用取引に係る契約締結前交付書面」「信用取引口座設定約諾書」「信用取引に関する同意書」「信用取引取扱規定」「信用取引に関するルール」については十分お読みください。

- (2) 信用取引で注文なさる際は、必ず「信用取引で」と明示してください。また、その際、制度信用取引を行うのか、一般信用取引を行うのかの別も明示してください。なお、その際に決めた信用取引の種別（制度信用取引か一般信用取引か）については、途中で変更できませんので、注意してください。
- (3) 信用取引で売買した株式等が、その後の値動きで計算上大きな損失が出たり、保証金代用証券の値下がり又は掛目の変更等により、保証金の率が25%未満になったときは、保証金の率が30%に回復するまでの不足額を、発生日の翌々営業日までに差し入れていただきます（場合によっては、保証金の率が25%未満にならなくても追加保証金を差し入れていただくことがあります。）。なお、この場合においては、差入期日である発生日の翌々営業日までに保証金維持率が30%を回復した場合、上記の追加保証金の差入れが不要となる場合があります。  
また、保証金の率が20%を下回った場合は30%を回復するため、また、保証金の金額が30万円を下回った場合は30万円を回復するため必要となる追加保証金を差し入れていただきます。ただし、その差し入れ期日は上記と異なり、発生日の翌営業日までに当社からの連絡の有無に係らず差し入れていただきます。  
追加保証金の詳細は、Ⅱマネックス証券での信用取引の「3. 保証金・保証金代用証券」をご確認ください。
- (4) 金融商品取引所は信用取引の過度な利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、日々公表銘柄に関するガイドラインに該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。
- (5) 信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合には、保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。
- (6) お客様が当社に差し入れた保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。  
これに対して、信用取引によって買い付けた株式等及び信用取引によって株式等を売り付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済・買い返済及び現引き・現渡しによる信用取引の返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、金融商品取引所が定めた株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることはできない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。
- (7) 適格機関投資家（これに類する外国法人含む）が信用取引の売付けを行う場合及びそれ以外の投資家が行う信用取引の売付けのうち売付け1回あたりの数量が金融商品取引所の定める売買単位の50倍を超える場合には、「有価証券等の規制に関する内閣府令」により価格規制を受けることとなりますので、注意してください。

## II. マネックス証券での信用取引

### 1. 信用取引口座の開設手続き

#### (1) 口座開設までの流れ

当社での信用取引口座の開設方法は以下のとおりとなります。

- ① 当社のウェブサイト上で、「信用取引に係る契約締結前交付書面」「信用取引取扱規定」「信用取引口座設定約諾書」「信用取引に関する同意書」「信用取引に関するルール」等について、内容を十分ご確認ください。
- ② ログイン後の「信用取引口座申込み」画面で、お客様の登録情報について、ご確認ください。ご登録情報について、変更がある場合には、ご変更手続きをお願いします。
- ③ ログイン後の「信用取引口座申込み」画面で、お客様の信用取引に関する知識や取引開始基準に関する事項についてお聞きします。すべての項目にお答えください。すべてについて基準を満たした場合に、信用取引口座開設手続きを進めていただくことができます。
- ④ 「信用取引口座設定約諾書」「信用取引に関する同意書」の内容についてご確認ください。うへで、ご承諾いただき、電磁的な方法により当社へ差し入れてください。
- ⑤ 当社にて、お客様の信用取引口座開設の可否を審査のうえ、信用取引口座開設の手続きをいたします。手続き完了のお知らせは電子メールでご通知いたします。  
なお、審査にあたり、当社が必要と判断した時は、お客様に電話で確認させていただくこと、また面談させていただくことがあります。

(注) 信用取引口座開設後、初めてのご注文は、原則当社ウェブサイトからの受付となります。  
「マネックストレーダー」等からはご注文いただけませんのでご注意ください。

#### (2) 信用取引口座開設基準

- ① 当社の取引口座が開設されていること。  
証券総合取引約款に基づく取引口座を開設されていない場合は、信用取引口座は開設できません。
- ② 未成年でないこと。  
親権者の方による同意の有無に係わらず、成人されていないお客様は信用取引口座を開設できません。
- ③ 新規建玉時に掛目を考慮した現金換算の保証金を 30 万円以上入金または入庫できること。  
信用取引口座開設後に、信用新規注文を行うには当社に対して最低でも時価評価額 30 万円以上（掛目を考慮した現金換算）の保証金を差し入れていただく必要があります。当社では現物取引においても完全前金制を採用しておりますが、信用取引をご利用いただくにあたっては、保証金を事前にお預りいたします。
- ④ 信用取引の経験があること、若しくは現物株式の投資経験が 1 年以上あり、かつ、信用取引に関する知識があること。  
信用取引は現物株式の取引よりも、取引方法やその仕組みが複雑であり、また、リスクの高い取引です。そのため、取引においては即時の判断力や相応の知識が必要になります。このようなことから、当社ではお客様が上記の株式投資のご経験がおありの場合にお申込みをお受けいたします。

- ⑤ 「信用取引に係る契約締結前交付書面」「信用取引取扱規定」「信用取引口座設定約諾書」「信用取引に関する同意書」「信用取引に関するルール」の記載内容を十分ご理解・ご承諾のうえ、必要書類を当社の指定する電磁的方法により差し入れていただくこと。

当社で取扱う信用取引は、対面型の証券会社とは違い、インターネット取引の非対面性に鑑み、法令諸規則等よりも取引条件が厳しくなっております。これらの条件をご理解いただいた上で、必要書類を当社の指定する電磁的な方法により、当社へ差し入れていただく必要があります。

- ⑥ お客様ご自身がインターネットをご利用できる環境にあること。

当社での信用取引の注文は原則的にインターネットにおいて受付いたします(システム等の障害でインターネットでの発注が不可となった場合はこの限りではありませんが、状況により取引に制限を設ける場合もあります)。また、信用取引の保証金状況や期日の管理、取引方法等の確認のためにインターネットは必須となります。なお、携帯電話のみのご利用であり、当社のウェブサイト(※)へのアクセスができない場合には、信用取引口座の開設をお受けしないこととします。

(※)<http://www.monex.co.jp/>

- ⑦ お客様が当社と常に電話及び固有の電子メールにより連絡が取れる状況であること。

信用取引に係る有価証券の価格の変動により保証金に不足が生じた場合や建玉の決済において損金が発生した場合など、緊急時には当社から電話連絡を行う場合があります。また、当社から電子メールにより重要な連絡を行う場合がありますので、ご自身のメールアドレスが必須となります。なお、追加証拠金の発生等については、原則当社より電話連絡は行いませんので、お客様ご自身にて当社ウェブサイト上でご確認ください。

- ⑧ 住所・電話番号等が正しく登録されていること。

上記のように当社よりお客様に常に連絡が行える状態としていただくため、住所や電話番号、勤務先等は正しくご登録いただくこととなります。なお、電話番号は常時連絡がとれる番号をご登録ください(法人のお客様は、固定電話のご登録が必要です)。また、登録後、転居等によりお届けいただいたご住所や電話番号等が変更された場合にも、最新の状況をご登録いただくこととなります。信用取引口座開設後、お届けいただいた住所にお住まいでないことが確認された場合や、お届けいただいた電話番号で連絡がとれない場合には、お取引を制限させていただくことがあります。

- ⑨ 電子交付に同意いただけること。

取引報告書や取引残高報告書を書面による交付に代えて当社ウェブサイトを確認いただく電子的な交付について同意いただく必要があります。

これらの基準をすべて満たされることが当社で信用取引を開始される最低条件となります。ただし基準を満たされても、その後の社内審査によりご希望に添えないこともあります。当社はその事由についての開示はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

※法人口座の場合は、社内審査におきまして、原則「過去2期分の財務内容を確認させていただける書類」等のご提出が必要となります。また信用取引口座開設後も、必要に応じて同様な書類のご提出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

## 2. 当社での信用取引における留意事項

### (1) 基本的事項

#### ① 必要保証金額

信用取引で新規に建玉を建てる場合には、前日の時価評価（掛目を考慮した現金換算）で最低 30 万円の保証金が必要となります。

#### ② 保証金率、最低保証金維持率

保証金率は 30%以上、最低保証金維持率（追証ライン）は 25%、また保証金金額は 30 万円以上となります。保証金は現金又は当社が定める有価証券が対象となります。

#### ③ 信用株式売買手数料

信用取引により株式等の売買を行うには、手数料が必要となります。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

#### ④ 取扱市場、取扱銘柄

当社が信用取引で取扱う銘柄は、東京・大阪・名古屋各証券取引所に上場している銘柄です。ただし、金融商品取引所等の規制や当社独自の判断により取扱銘柄が制限される場合があります。取扱銘柄の詳細については、当社ウェブサイトをご確認ください。

#### ⑤ 保証金の前金制

現物株式同様に信用取引においても前金制により保証金を差し入れていただく必要があります。

#### ⑥ 保護預り証券（保証金代用証券）

保護預り証券は、原則として全て保証金代用証券として取扱います。また、保証金は、当社がお客様に融資する資金や株式を調達するため、証券金融会社に対し必要に応じて再担保として提供いたします（ただし、投資信託等で保証金代用証券として取扱われないものがあります）。

### (2) 完全前金制及びその例外

#### ① 前金制の考え方

当社では、現物株式や投資信託等の取引において、事前にお客様よりご入金いただいたお預り金と MRF の残高の合計額範囲内で取引をお受けする「前金制」を導入いたしております。信用取引においても、この考え方は同様であり、お客様が取引を発注される時点で差し入れられた保証金額、建玉（及びその損益状況）、現物株式や他の商品の取引状況、信用決済損益金、預り金等を考慮した結果計算された信用余力の範囲内でお取引をお受けいたします。

#### ② 決済損金充當時の前金制の例外

信用取引の建玉の決済に伴い発生する損金については、前金制の対象となりません。そのため、発生した損金がお預り金または保証金現金の範囲内で充当できない場合は、決済を行った日から受渡日までの間に、不足金を当社にご入金いただき、当社で入金の確認ができることが必要となります。入金の確認ができない場合は、当社はお客様に通知することなく、受入期日（受渡日）の翌営業日以降に、保証金現金をお預り金へ振り替えることにより、あるいは、お客様の建玉または保証金代用証券を任意で売却することにより充当させていただきます（当社の判断により、受入期日以前であっても建玉または保証金代用証券を売却することがあります）。なお、この段階で未約定の取引注文は当社の任意で取消し、また新たなお取引を制限するなどの場合があります。

また、信用返済注文が約定した同日に、「信用余力」の範囲内で新規建注文が約定し、当該新規建玉が前日の評価損益と実際の決済損益との差額を利用して新規建てたとみなされる場合は、約定日から起算して翌々営業日の 15 時までには不足分をご入金いただく場合があります。

### 3. 保証金・保証金代用証券

#### (1) 保証金

##### ① 保証金

信用取引により新規建玉を建てることは、当社から融資する資金によりお客様が有価証券を買い付ける（又は、当社がお貸しする株式によりお客様が有価証券を売り付ける）状態を指し、これら融資等に必要となる担保が保証金です。当社では最低 30 万円の保証金を差し入れていただく必要があります。また、保証金は株式等（保証金代用証券）で代用することも可能です。

##### ② 保証金現金

当社でお預りするお客様より差し入れられた現金（お預り金）は、お客様ご自身により保証金現金への振替指示を行っていただきます。同様に、保証金現金からお預り金への振替指示もお客様ご自身で行っていただきます。それぞれの振替指示は以下の範囲内で可能となります。

##### ● 保証金現金からお預り金

当社の定める計算方法による引出余力と現金引出余力のうち小さい方の金額

##### ● お預り金から保証金現金

未約定の想定買付金額や出金手続き等を行った金額を差し引いた、振替日以降最小となるお預り金残高  
※詳細は当社ウェブサイトをご確認ください。

この手続きは、保証金維持率の引き上げ・投資信託等現物株式以外の商品の買付け・お取引口座からの出金等、お客様ご自身のご都合にあわせてご利用いただくためのものです。なお、保証金維持率の状況やお預り金の不足額発生状況に応じて、当社でその手続きを行えることとします。ただし、当社はその義務を負うものではありません。

##### ③ 保証金率

信用取引により建玉を建てる場合に必要となる保証金の割合を保証金率といいます。当社の保証金率は 30% となります。例えば、お客様が信用取引で約定金額 1,000 万円の買建てをされた場合に、必要となる保証金は 300 万円となります（保証金や建玉の状況により、このような結果にならない場合があります）。なお、法令諸規則等が改定された場合、個別銘柄の取引規制や当社自身の判断により保証金率は変更される場合があります。

##### ④ 保証金維持率

保証金維持率とは、建玉代金合計に対する実質的な保証金の割合のことです。また、信用取引の建玉の評価損益を合計した結果が評価損となる場合は、保証金の価値から差し引かれます（ただし、合計した結果が評価益の場合は評価に加算されません）。

- ・ 計算式は以下のとおりです。

$$\text{保証金維持率} = (\text{保証金現金合計} + \text{保証金代用証券}[\text{掛目を考慮した現金換算}] \text{合計} - \text{建玉評価損} - \text{未払費用}(\text{諸経費}) - \text{立替金}(*)) \div \text{未決済建玉代金合計} \times 100$$

\*「立替金」とは、信用決済損金等の受渡日当日における「未入金額（不足金額）」です。

## ⑤ 追加保証金

建玉評価損の拡大や保証金代用証券の値下がり等により、当日（発生日）の取引終了後に計算されたお客様の保証金維持率が 25%未満（20%以上）の場合は、30%を回復するために必要となる追加保証金（いわゆる「追証」）を発生日の翌々営業日までに当社からの連絡の有無に係らず差し入れていただきます。

なお、この場合において、追証発生日の翌営業日又は翌々営業日の最終の保証金維持率（※1）が 30%を回復した場合は、上記の追加保証金の差し入れは原則不要となります。

ただし、上記追証発生日の翌営業日の保証金維持率が 20%を下回る、もしくは保証金の金額が 30万円を下回った場合には、追加保証金の差入れが必要となりますので、保証金差入れの要否につきましては、必ず当社ウェブサイトでご確認ください。

（※1）「最終の保証金維持率」とは、夕方の値洗い処理後（およそ 17 時 15 分以降）の概算値ではなく、翌朝にウェブサイトに表示される「確定値」を指します。

また、取引時間中に保証金維持率が 30%以上となった場合でも、最終の保証金維持率が 30%割れとなった場合には、追加保証金を差し入れていただく必要があります。

保証金維持率が 20%を下回った場合は 30%を回復するため、また、保証金の金額が 30万円を下回った場合は 30万円を回復するため必要となる追加保証金を差し入れていただきます。ただし、その差し入れ期日は上記と異なり、発生日の翌営業日までに当社からの連絡の有無に係らず差し入れていただきます。

下回った基準	必要となる率・額	差し入れ期日
25%	30%	（発生日の翌々営業日）
20%		（発生日の翌営業日）
30万円	30万円	

- 追加保証金の計算結果は、発生日当日の夕方の値洗い処理後（およそ 17 時 15 分以降）に概算値を当社ウェブサイトに表示します。翌朝確定した計算値を表示しますので、お客様ご自身で当社ウェブサイト上にてご確認のうえ、差し入れ期日までに不足額をご入金ください（原則として、当社より電話連絡はいたしませんのでご注意ください）。
- 追加保証金は、差し入れ期日までにご入金いただき、当社でその確認ができることが必要となります。確認ができない場合は、当社はお客様に通知することなく、未約定の取引注文は当社が任意で取消し、差し入れ期日の翌営業日以降、お客様の全ての建玉を当社が任意で反対売買により決済させていただきます。その際発生した決済損金、お客様のお預り金及び保証金現金の合計を超える場合、当社は同時にお客様の保証金代用証券を任意で売却することにより充当させていただきます。保証金代用証券の売却によっても、決済損金を充当できない場合は、不足額を直ちに入金いただきます。
- 保証金維持率及び額は、法令諸規則等の変更、または、当社自身の判断により変更される場合があります。
- 未約定の信用新規注文が全数約定することにより、保証金の差し入れが必要となると当社が判断した場合、当該注文は当社が任意で取消いたします。

## ⑥ 決済済建玉に対する保証金現金の取扱い

建玉を決済した場合、この建玉に対する保証金現金は、受渡日（決済した日から四営業日目）までは保証金として拘束され、保証金から預り金への振替や出金はできません。

## (2) 保証金代用証券・掛目

### ① 保証金代用証券の範囲

当社で取扱う保証金代用証券は、上場株式等となります。また、保証金代用証券の現金換算率（掛目）は、前営業日（または直近の）時価評価額に以下の掛目を乗じたものとなります。なお、保証金代用証券は原則として全て証券金融会社に提供いたします。

区分	掛目
東京・大阪・名古屋各証券取引所1・2部上場銘柄、マザーズ・JASDAQ・セントレックス上場銘柄	80%以下
札幌・福岡各証券取引所上場銘柄（Q-Board、アンビシヤス含む）	50%以下
投資信託（当社の定める銘柄）（※）	80%以下
公社債投信（当社取扱銘柄）	85%以下
上場投信・上場投資証券	80%以下

（※）原則として、国内株式型投資信託のうち分配金受取コースの銘柄となります。

上記区分による保証金代用証券の現金換算率（掛目）は、市場の動向等により、当社自身の判断にて変更することがあります。

### ② 保証金代用証券の掛目の変更又は除外

- 保証金代用証券の掛目の変更又は除外（以下「掛目の変更等」）は、法令諸規則等の変更、金融商品取引所等の取引規制や当社自身の判断により行われる場合があります。
  - なお、掛目の変更等により、追加保証金の差し入れが必要となる場合があります。
  - 保証金代用証券の銘柄が株式合併・株式交換・株式移転・株式分割・減資・上場廃止等の措置となることで、追加保証金の差し入れが必要となる場合があります。
- ・当社自身の判断により掛目の変更等を行う事象は、以下の通りです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容を当社ウェブサイト上で通知し、変更後の掛目（又は除外）の適用日につきましては、原則「通知した日から5営業日後」といたします。ただし、下記「v」の事象の場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものとします。

- (i) 整理銘柄又は監理銘柄に指定された銘柄（※1）：保証金代用証券から除外（掛目0%）します。
- (ii) 株価が50円未満となった銘柄（※2）：掛目を0%とします。
- (iii) 株価が一定の水準を継続して下回る、または、出来高が過少で流動性が確保できないなど、決済リスクの観点から当社が不相当と判断した場合
- (iv) 当社内の信用取引建玉状況や代用有価証券の預り状況等に著しく偏りが見られるなど、与信管理の観点から当社が不相当と判断した場合
- (v) 上記のほか、特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続的かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合

なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合

- ・業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- ・突発的な事故等により、長期にわたりすべての業務が停止される場合
- ・行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
- ・その他、上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

(※1)・複数の市場に上場している銘柄については、監理銘柄または整理銘柄に指定された市場が主市場の場合に限り、保証金代用証券から除外します。

- ・合併、株式の交換または移転、株式公開買付けを理由として、監理銘柄に指定された銘柄については、原則、それまでの掛目を継続します。

ただし、合併、株式の交換または移転後の存続会社が「上場会社」の場合を除き、整理ポスト(整理銘柄)入りした際には、保証金代用証券から除外します。

- ・監理銘柄に指定された銘柄であっても、当社の判断により、個別銘柄毎に除外(掛目0%)対象としない場合があります。また、当社がいったん除外(掛目0%)した銘柄であっても、適宜掛目を変更する場合があります。

(※2) 株価については、原則として、毎週の最終営業日を選定日とし、当該選定日における最終価格(複数の市場に上場している銘柄については、主市場における最終価格)が50円未満となった場合とします。

なお、当該銘柄については、原則として、1ヶ月以上経過後の選定日における最終価格が70円以上となった場合、保証金代用証券として再評価を行います。

(注意)

- ・掛目の変更等の実施以降、維持率が低下し追加証拠金の差し入れが必要となる場合があります。
- ・「信用の余力計算上」は、実施当日(原則、通知から5営業日後)分の新規注文から適用となります。

### ③ 代用不適格証券

国内投資信託(分配金再投資型)、外国籍投資信託、債券等は、保証金代用証券に含まれません。

## 4. 取引に関して

### (1) 取引注文に関して

#### ① 信用取引の種類

当社は、「制度信用取引」と「一般信用取引」の両方を取扱います。制度信用取引と一般信用取引では取扱銘柄が異なるほか、同一銘柄であっても、弁済期限、金利などが異なりますので、ご注文に際しては確認いただきます。なお、約定成立後は種類(取引区分)を変更できません。

#### ② 取引市場・取扱銘柄

当社が信用取引で取扱う銘柄は、東京・大阪・名古屋各証券取引所に上場している銘柄です。ただし、金融商品取引所等の規制や当社独自の判断により取扱銘柄が制限される場合があります。

取扱銘柄の詳細については、当社ウェブサイトをご確認ください。

#### ③ 信用新規注文

信用取引による新規建ては、信用取引注文画面の「新規建可能額」の範囲内で行えます。

この「新規建可能額」は、「信用余力÷ご注文銘柄の保証金率」と「現金信用余力÷ご注文銘柄の現金保証金率」のうち小さい方の金額となり、発注可能な建玉金額（約定金額）の限度額を示しております。

#### ④ 信用返済注文

建玉は所定の決済期日（「(2)建玉の決済期日」をご確認ください）までに反対売買または現引若しくは現渡により決済していただきます。また、注文時に決済する建玉をあらかじめ指定していただきます。ただし、一旦注文が約定した後に建玉の変更はできません。

また、同一銘柄の複数の建玉について、建玉指定をしないで返済注文の指示をされた場合、原則「古い建玉の建玉」が優先されて返済されますのでご注意ください。（なお、株式分割により建玉が修正された場合は、取扱いが異なります。詳細は当社ウェブサイトをご確認ください。）

##### ● 反対売買

反対売買とは、買い建玉は売り返済、売り建玉は買い返済により差金で決済を行うことを指します。反対売買は保証金維持率に係らず取引いただけますが、新規建を行った市場以外では行えません。

##### ● 現引

現引とは、買付代金相当額を支払い、現物株式を引き取ることを指します。現引可能額はお預り金に当社の定める計算方法により保証金現金の余剰金額を加算した額の範囲内（現物株式の買付注文と同額）となります。

##### ● 現渡

現渡とは、貸付株式に現物株式を充当することを指します。現渡可能数量はお預りする保証金代用証券（現物株式の売却注文と同数量）の範囲内となります。

※それぞれの取引可能時間は当社ウェブサイトをご確認ください。

#### ⑤ 有効期限付注文

信用取引における有効期限付注文の取扱いは以下のとおりです。

取引	有効期限
信用新規注文	当日中、今週中
信用返済注文	当日中、今週中、今月中、期間指定（最大 30 日まで）

※有効期限の詳細は当社ウェブサイトをご確認ください。

※返済注文の有効期限内に返済期限が到来する場合は、返済期限が優先されます。

#### ⑥ 現物株式取引

##### ● 買付注文

現物株式の買付注文は、当該注文の受付時点で確定しているお預り金残高に当社の定める計算方法による保証金現金の余剰金額を加算した額の範囲内とし、他に買付注文や出金手続き等がある場合はその金額を差し引いたものになります。なお、買い付けた株式は受渡日にすべて保証金代用証券として取扱われます。また、当社独自の判断により買付銘柄は制限される場合があります。

##### ● 売却注文

現物株式（保証金代用証券）の売却注文は、当該注文の数量が当社でお預りする残高数量の範囲内である場合に行えます。ただし、この場合の残高数量は、他に売却注文や出庫手続き等がある場合はその数量を差し引いたものになります。なお、注文時に売却代金の充当先（お預り金・保証金現金）をあらかじめご指定いただきます。

##### ・ お預り金に充当

保証金代用証券の売却代金全額を売却約定時より現物株式や株式以外の商品のご購入代金に使用する場合は、お預り金への充当を選択いただけます（売却注文時より保証金代用証券分の担保価値は評価されず、保証金維持率及び信用余力は低下します）。ただし、売却可能な保証金代用証券の範囲は

保証金維持率が30%を超える部分（引出余力）に限定され、保証金維持率が30%を下回る場合にはお預り金への充当は選択できません。

・保証金現金に充当

保証金代用証券の売却代金を受渡日以降も引き続き担保として使用する場合には、保証金現金を選択いただけます。また、売却代金から代用評価額分を差し引いた残金については、売却約定時より現物株式や株式以外の商品のご購入代金に使用することができます。なお、保証金現金への充当は、保証金維持率の状態に係らず選択できます。

※売却注文が一旦約定した後に、充当先の変更はお受けできません。注文時点に充分ご留意ください。

⑦ 取引の種別

取引が一旦約定した後に、信用取引から現物取引（またはその逆）への変更は、受付できません。そのため、発注時に信用・現物の種別を充分留意されたうえでご注文ください。

⑧ 上限建玉金額

当初の上限建玉金額は、「原則10億円」とさせていただきます。（法人のお客さまの上限建玉金額は、「原則1億円」とさせていただきます。）また、銘柄別の当初上限建玉金額は、「原則1億円」とさせていただきます。

その後、増額を希望される場合は、コールセンターへお申し出いただき、当社にてお客様の取引実績等を審査のうえで、一定の金額毎に上限建玉金額を増額させていただきます（原則、最大200億円）。増額審査にあたり、法人のお客さまは直近2期分の決算書類の提出が必要です。

お客様のお取引が、リスクの高い銘柄に偏っている、または、リスクの高い投資法である、その他、当社が建玉金額の増額が好ましくないと判断する場合には、上限建玉金額の増額をお受けできないことがあります。また、上限建玉金額の増額審査は、一週間程度お時間をいただきます。

なお、当初設定の上限建玉金額及び一度設定した上限建玉金額の範囲内でも、当社の判断により、建玉可能金額を制限させていただくことがあります。

⑨ 同一銘柄の上限建玉株数の設定

同一銘柄の建玉及び保証金代用証券（二階建ての場合）の合計株数について、お客様毎に一定の上限を設定させていただきます。

これは、当該銘柄の発行済株数、時価総額、流動性などを勘案して設定するものであり、銘柄によって異なります（同一銘柄の上限建玉金額についての具体的な基準は、当社ウェブサイトをご確認ください）。

なお、この他、1銘柄当りの建玉及び保証金代用証券の合計が、お客様の全建玉及び全保証金代用証券に占める割合が当社の定める基準を上回る場合などは、個別のお客様毎（口座毎）に当該銘柄の制限を行う場合があります。

⑩ 信用取引社内規制

信用取引の利用に関しては、金融商品取引所等の規制により、銘柄、保証金率等が制限されるほか、当社自身の基準によっても、制限を行います。制限の基準は以下のとおりです。

- ・ 株価が50円未満となった場合
- ・ 整理銘柄又は監理銘柄に指定された銘柄
- ・ 特設注意市場入りした銘柄
- ・ 特別周知銘柄として公表された銘柄
- ・ 当社の建玉残の合計が、当社の定める日数の直近の出来高合計を超過した場合
- ・ 当社の建玉残の合計が、発行済株式数に対して当社の定める割合を超過した場合
- ・ 当該銘柄の時価総額が、当社の定める金額を下回った場合

- ・ 当該銘柄の一定期間の出来高が、当社の定める金額を下回った場合  
なお、詳しくは、当社ウェブサイトをご確認ください。

なお、上記基準以外にも、当該銘柄の買付に対して当社が融資を行うことについてリスクが高いと判断した場合は、制限を行うことがあります、その理由については開示いたしませんので、あらかじめご了承ください。

#### ⑪ 日計り取引の取扱い

信用取引の新規建玉は、約定日当日に決済が可能です。ただし、新規建玉を日計り取引により決済した場合（新規建玉と決済の受渡日が同一日となる場合）、この新規建玉に対する保証金は、当日の他の新規建玉の保証金として使用できず、翌営業日以降に信用余力に反映されます。

なお、前営業日以前に新規建てた建玉を決済した場合、この建玉に対する保証金は当日の他の新規建玉の保証金として使用でき、その新規建玉を日計り取引により決済もできます。

#### (2) 建玉の決済期日

##### ① 通常時の決済期日

制度信用取引で建てた建玉は、あらかじめ決済期日が決まっています。制度信用取引による建玉に対して当社がお客様に信用を供与する期限は6ヶ月となります。したがって、信用建玉の新規約定日から6ヶ月目の応当日（応当日がない場合はその月の末日とし、応当日が休日の場合はその前営業日となります。）が決済期日となります。ただし、当社ではこの決済期日の「前営業日」までに反対売買、現引又は現渡による決済をしていただきます。なお、建玉毎の決済期日は当社ウェブサイトで表示いたします。

一般信用取引については、原則、あらかじめ決済期日は設定されていませんが、決済期日が設定された場合は、制度信用取引と同様に、決済期日の「前営業日」までに反対売買、現引又は現渡による決済をしていただく必要がありますので、ご注意ください。

##### ② 決済期日の繰上げ（又は設定）

建玉の銘柄が以下の措置に該当した場合は、制度信用取引、一般信用取引の別、また、お客様の建日に係らず決済期日が繰上げとなります（又は設定されます）。

実施措置	対象銘柄	変更後の決済期日
上場廃止	該当銘柄	最終売買日の前営業日
株式合併	被合併会社	最終売買日の前営業日
株式交換	被交換会社	最終売買日の前営業日
株式移転	完全子会社	最終売買日の前営業日
株式併合	当該銘柄	権利付最終日の前営業日

※減資に伴い売買単位の変更や額面変更等が行われる場合については、期日の繰上げ（又は設定）が実施されます。

一般信用取引においては、お客様の建日に係らず、株式分割が実施される場合、決済期日が設定されます。

実施措置	対象銘柄	変更後の決済期日
株式分割（※）	該当銘柄	権利付最終日の前営業日

（※）売買単位の整数倍の新株式が割当てられる株式分割の場合（1：2、1：3など）は、決済期日の設定は行われません。

また、上記以外の事由であっても、当社事務手続上の制約等により、当社の定める決済期日へ繰上げとなる場合があります。

いずれの場合にも、お客様には繰上げ後の決済期日の前営業日までに反対売買、現引又は現渡による決済をしていただきます（ただし、特段の事情があると当社が判断した場合、決済期日は繰上がらないこともあります）。

決済期日の繰上げに伴う建玉毎の変更後の決済期日は、お客様ご自身で当社ウェブサイト上にてご確認ください。

なお、決済期日の繰上げに伴う建玉毎の期日の変更表示は、原則、「最終売買日（又は権利付最終日）の2ヶ月前応答日の週末」に行いますが、上記事由の確定時期や当該銘柄の会社側開示時期によっては、変更の決済期日直前に行われる場合もあります。建玉の銘柄に係わる上記の事由については、お客様ご自身にてもご注意ください。

また、お客様が以下に該当した場合には、当社はおお客様の全建玉の決済期日を任意に繰上げさせていただきます。

- ・ 海外に居住していることが判明した場合
- ・ 当社がおお客様と連絡が取れなくなったと判断した場合
- ・ お客様が死亡した場合
- ・ お客様が判断能力を失ってその回復の見込みがないと当社が認めた場合

### ③ 決済されない場合

お客様が、「決済期日の前営業日」までに反対売買、現引または現渡されない場合、当社は決済期日に反対売買により決済させていただきます（状況により現引・現渡により決済する場合があります）。その際発生した決済損金等が、お預り金または保証金現金の範囲内で充当できない場合は、当該受渡日までに不足金をご入金いただきます。ご入金いただけない場合（当社で入金の確認ができない場合）は、お客様の保証金代用証券を当社の任意で売却することにより充当させていただきます。さらに不足金が発生する場合は、速やかにご入金いただきます。

### (3) 出金

ご出金可能額は、お客様の取引口座におけるお預り金残高の範囲内となります。ただし、出金日以降に買付代金等に充当される分はご出金できません。また、保証金維持率の状況によりご出金を制限する場合があります。

### (4) 入金

ご入金は、お預り金に充当されますので保証金現金への振替は、必要に応じてご自身により行っていただきます。

### (5) 出庫

出庫は原則として保管振替機構を通じた口座振替により行います（「口座振替依頼書」は当社ウェブサイトよりご請求ください）。ただし、当社が「口座振替依頼書」を受入れた時点で、「保証金引出余力※」が出庫する保証金代用証券の評価額合計以上でない場合には、出庫をお受けできません。

つまり、出庫手続き後も保証金維持率が30%を上回り且つ実質保証金残高が最低保証金（30万円）を上回る必要があります。

また、信用取引口座の開設・閉鎖に伴う手続きが完了するまで、出庫ができない期間がありますのであらかじめご了承ください。

※「保証金引出余力」＝受入保証金（保証金現金＋保証金代用証券）－建玉評価損  
－未払費用（諸経費）－建玉決済損－未決済建玉にかかる必要保証金  
－決済建玉にかかる必要保証金

(6) 追加証拠金等の未入が発生した際のお取引の制限

追加保証金が差し入れ期日までに入金がなかった場合、また、決済損金その他の不足金の期日までのご入金がなかった場合、以後のお取引を制限する場合があります。

## 5. 諸経費

(1) 信用株式売買手数料

約定代金に対して当社が定める額の売買手数料をお支払いいただきます。詳細は当社ウェブサイトをご確認ください。

(2) 信用金利

買い建玉の場合はお客様に建玉金額に対する信用金利をお支払いいただき、売り建玉の場合は当社が建玉金額に対する信用金利をお支払いいたします。信用金利は当社が定める率となります。詳細は当社ウェブサイトをご確認ください。

(3) 信用取引貸株料

売方（売り建玉）については、当社が定める率の信用取引貸株料をお支払いいただきます。詳細は当社ウェブサイトをご確認ください。

(4) 品貸料（逆日歩）

制度信用取引の貸借取引においては、証券金融会社は貸株残高が融資残高を超えて株不足となった場合、機関投資家等から不足株数を調達します。その際発生した株式の調達費用を、売方（売り建玉）は買方（買い建玉）に品貸料として支払わなければなりません。この品貸料を一般的に「逆日歩」といいます。逆日歩は1株あたりの単価で計算され、新聞等にも掲載されます。

なお、一般信用取引は貸借取引を利用しておりませんので品貸料は発生しません。

(5) 管理費

信用新規建の約定日から1ヶ月を経過するごとに建玉毎に対する管理費が発生します。費用は1株あたり10.5銭（単元株制度の適用を受けない銘柄は1株あたり105円・税込み）となります。建玉毎に対する1ヶ月の上限は1,050円、下限は105円（税込み）となります。

(6) 名義書換料

買い建玉が権利確定日をまたいで建てられている場合は、名義書換料として建玉毎に対して売買単位あたり52.5円必要となります。ただし、大幅な株式分割が行われた場合などで、証券金融会社により名義書換料の調整が行われた場合には当該調整された料金とします。また、制度信用銘柄でない場合は当社の判断により減額させていただくことがあります。

## 6. 譲渡益税・配当金・株主優待

(1) 譲渡益税

建玉の反対売買時・現渡時ともに、申告分離課税となります。お客様が確定申告されることにより、他の信用取引や現物株式等を含めた年間の売買損益を通算した益金に対して課税されます。なお、特定口座における売買損益の取扱いの詳細は当社ウェブサイトをご確認ください。

## (2) 配当金

建玉が権利確定日をまたいで建てられている場合は、当該発行会社の配当金支払時期に、現物株式同様に税金が源泉徴収された後の金額を対象とした「配当金相当額(※)」の授受が必要となります。配当金相当額の支払時期は発行会社によって異なりますが、概ね決算日の2～3ヶ月後となります。この時点で、買い建玉については、お客様の取引口座へ入金されます。また、売り建玉については、お預り金・保証金現金からお支払いいただきます。お預り金・保証金現金の範囲内で充当できない場合は、不足額を請求のうえご入金いただきます。この際、ご入金いただけない場合は、以後の取引を制限させていただきます。なお、配当金の授受は、すでに返済が終了した建玉に対しても発生します。特に売り建玉の場合は支払義務が発生しますので注意が必要です。

信用取引における配当金は、「配当落調整金」として株式等のキャピタルゲインを計算する上で加味されます。

なお、配当金相当額は現物株式の配当金とは異なりますので、お客様が受け取った後、税法上配当所得には区分されず譲渡益税の対象となります。

(※)「配当金相当額」＝「配当金」－「所得税源泉徴収相当額」

## (3) 株主優待や議決権行使等の株主権利について

信用取引にてお客様が買付けられた信用建玉については、株主優待や議決権行使等の株主権利を得ることはできません。

## 7. その他の留意事項

### (1) MRFの取扱い

信用取引口座開設中は、「MRF取引約款」に基づくお取引は、一時停止となります。また、信用取引口座開設時にMRFのお預り残高は、全て解約(売却)のご注文があったものとして取扱います。

### (2) 二階建て

保証金代用証券の銘柄と建玉の銘柄に同一銘柄が含まれる状況を「二階建て」といいます。「二階建て」に該当すると、相場状況やお客様の取引状況により追加保証金を差し入れていただく場合や新たな取引を制限する場合があります。

### (3) 権利処理

建玉の銘柄に対する株主割当増資等の際には、お客様の買付株に対して割当てられる新株引受権の売却処分を証券金融会社に委任して、その売却代金(新株引受権価格)で買付代金の一部を返済に当てる「代金決済(権利放棄)」による方式となります(「権利引受け」は取扱っておりません)。

### (4) 株式分割時の建玉の取扱い

#### ① 分割比率が整数倍の場合(分割比率が、1:2、1:3などの場合)

信用取引(制度信用取引及び一般信用取引)の建玉の銘柄について、売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合、分割比率に応じて、建玉の「建株数」は増加し、「建値(約定値段)」は減額されます。

なお、「単元株数の変更」が同時に行われ、分割により調整された「建値」に1円未満の端数が生じた場合は、「買い建玉」は端数を切捨て(建値の引き下げ)、「売り建玉」は端数を切り上げ(建値の引き

上げ)の修正処理を行い、当初建値と修正後建値の差額分を、お客様のお取引口座より出金処理をさせていただきます。

② 分割比率が整数倍でない場合(分割比率が、1:1.2、1:1.5などの場合)

制度信用取引の建玉の銘柄については、上記①以外の株式分割が行われた場合、その建玉の「建値」は、証券金融会社より公表される権利入札の状況(権利処理価格)により調整されます(「建株数」は変更されません)。

調整後の建値は、以下の計算式により算出されます。

$$\text{「調整後の建値」} = \text{「当初建値」} - \text{「権利処理価格」}$$

※権利処理価格が当初建値を上回り、調整後の建値がマイナスとなる場合には、調整後の建値を1円とし、差額について権利落日から3営業日目に清算します。

当社では、権利付最終日の夕方の値洗い処理後(17時頃)から翌営業日(権利落日)の夕方の値洗い処理が終わるまでの間(調整建値が確定するまでの間)、信用建玉一覧上の建値は、理論値を便宜上表示しております。

なお、一般信用取引の建玉の銘柄について、上記②の株式分割が行われた場合、建日に係らず、決済期日(権利付最終日の前営業日)が設定されます。その場合、決済期日の前営業日までに決済していただく必要があります。

(5) 電子メールでの連絡

当社から、お客様が追加保証金の差し入れを必要とする場合や返済期日の到来等について、電子メールにより連絡を行う場合があります。当社に届出された電子メールアドレスを変更する場合、ご自身により所定の手続きをお取りください。なお、この連絡はあくまで当社が任意で行うものであり、お客様に対しその着信を保証するものではありません。連絡の有無に係らずお客様はご自身の責任により当社ウェブサイトをご確認いただき、必要な手続きを行われますようお願いいたします。

(6) 法人口座関係者が個人口座を開設している場合

個人口座で取引制限が行われた場合、その個人が法人口座の代表者または取引責任者である法人口座も取引制限される場合があります。

また、法人口座で取引制限が行われた場合、その法人口座の代表者または取引責任者の個人口座についても取引制限される場合があります。

(7) マネックス《セゾン》カードなどの取扱い

マネックス《セゾン》カード、及びセゾンカードの引落を当社証券総合取引口座で行っている場合、信用取引口座開設完了以降、カード代金の引落しが当社の総合取引口座では行えないこととなります。

(8) 信用取引口座の再審査

当社では、「信用取引口座の開設以降、または、最終建玉の決済日以降、新規建玉を建てられないまま1年間以上(以下;「一定期間」)経過し、信用取引口座の継続を希望される場合は、信用取引口座継続のための再審査をさせていただきます。

なお、信用取引を利用されないまま「一定期間」経過し、お客様の年齢が満80歳以上の場合は、信用取引口座は自動的に閉鎖させていただきます。この他、「一定期間」経過したお客様について、当社の判断により、信用取引口座を閉鎖させていただく場合があります。

また、信用取引口座閉鎖後、信用取引を再開される場合は改めて信用取引口座の開設手続きをしていただきます。

(9) 追加保証金、または不足金（立替金）発生時の証券総合取引口座へのご入金のご取扱い

証券総合取引口座にご入金の際、信用取引口座において追加保証金、または不足金（立替金）が発生している場合、追加保証金の解消、または先日付のお預り金不足の解消に優先的に充当されるため、ご入金額の一部または全部が先物・オプション、FXなど、他の商品の証拠金へ振替えることができない場合があります。

(10) 免責事項

お客様が、当社の定める信用取引に関する取扱規定・制度を遵守されず、当社が行う保証金代用証券の処分、建玉の処分、取引注文の取消し、その他一切の行為によりお客様に発生した損失について、当社はその責めを負いません。

=付記=

○ 法人口座のお客様について

本説明書は個人のお客様を対象に作成いたしております。そのため、法人のお客様は以下の該当箇所を、それぞれ次のとおり読替えていただきます。

- ・ 7 頁「信用取引口座開設基準」の「①当社の取引口座が開設されていること」本文の「証券総合取引約款」に「法人口座取扱規定」を追加します。
- ・ 19 頁、20 頁「7. その他の留意事項」の「(1) MRF の取扱い」及び「(7) マネックス《セゾン》カードなどの取扱い」は削除します。

○ 「コールセンター取引口座」のお客様について

本説明書はインターネット取引のお客様を対象にした記述内容となります。

そのため、コールセンター取引口座のお客様は、以下の該当箇所を、それぞれ次のとおり読替えていただきます。

- ・ 以下の箇所に記載されているご確認（参照）先及び表示箇所の「当社ウェブサイト」は「当社信用・先物オプションダイヤル」を確認先とするものと読み替えていただきます。
  - ・ 4 頁「3. 制度信用取引について」(2)・(5)
  - ・ 5 頁「4. 一般信用取引について」(2)
  - ・ 9 頁「2. 当社での信用取引における留意事項」(1) ③・④
  - ・ 10 頁～12 頁「3. 保証金・保証金代用証券」(1) ②・⑤、(2) ②
  - ・ 13 頁～17 頁「4. 取引に関して」(1) ②・④・⑤・⑩、(2) ①・② (5)
  - ・ 18 頁、19 頁「5. 諸経費」(1)・(2)・(3)「6. 譲渡益税・配当金・株主優待」(1)
- ・ 20 頁「7. その他の留意事項」の(5)はお電話でのご連絡となるため、以下の通り読み替えていただきます。

(5) 電話での連絡

当社から、お客様が追加保証金の差し入れを必要とする場合や返済期日の到来等について、電話により連絡を行う場合があります。当社に届出された電話番号を変更する場合、ご自身により所定の手続きをお取りください。なお、この連絡はあくまで当社が任意で行うものであり、お客様に対しその着信を保証するものではありません。連絡の有無に係らずお客様はご自身の責任によりコールセンターにて必要のご確認をいただき、必要な手続きを行われますようお願いいたします。

以上

(平成 24 年 2 月)

